

廃校の特殊性に配慮した貸付料の設定

普通財産の貸付について、公有財産規則等に基づく料金算定の原則があるものの、廃校を利活用する場合には、校庭、校舎、その他の施設が大規模であることや、部屋(教室)が区画されているため、一体的な利活用に一定の制限があります。

賃貸とする場合についても、施設が大規模であるため、基準による算定金額が高くなります。

このような廃校という特殊性を考慮して、民間事業者等への貸付にあたり、下記の「地域貢献等の条件」について全て対応が可能な場合には、料金条件を緩和します。

【地域貢献等の条件】

- ①土地・校舎等すべてを賃貸すること。
- ②校舎等の修繕・改修等は借主が行うこと。
- ③平時における地域との連携や地域活動に参画すること。
- ④災害発生時に、当該地域の避難所となる体育館や校庭などを開放すること(施設ごとに要協議)。



大崎市公式キャラクター
ピタ崎さん



メリット

地域:地域意向の反映

民間等:賃借料負担の軽減

市:民間活用による税収増
市:維持管理に係る事務負担の軽減